

五 本制度採用に伴う左の各項に関する調整については、それ次第所定の法的措置を講ずること。

(一) 法定期間計算に関する事項

(二) 天文台の発する報時に関する事項

(三) 列車運行表に関する事項

(四) 管内時間計算及び右に対する給與に関する事項

本制度採用各機関における標準時刻は、本制度採用による標準時刻を以て標準時刻とし、それと異なる時刻は、標準時刻と区別するため、本制度による「時」を「標準時(假稱)」と稱すること。

閣甲第一二四号

起 案 昭和三十二年四月十八日 閣議 昭和三十二年四月十八日 施行 昭和三十二年四月十八日 公布 昭和三十二年四月十八日

内閣総理大臣

(Signature)

内閣官房長官

内閣事務官

内閣官房次長

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 西尾 大臣 | 菅 大臣 | 北村 大臣 | 永江 大臣 |
| 一松 大臣 | 鈴木 大臣 | 岡田 大臣 | 野澤 大臣 |
| 水谷 大臣 | 栗田 大臣 | 加藤 大臣 | 藤田 大臣 |
| 森田 大臣 | 竹田 大臣 | 宮吉 大臣 | |

別紙衆議院議長奏上の夏時刻法

公布の件は奏上のとおり公布を
奏請することとした。

夏時刻法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十三年四月二十八日

内閣総理大臣

法律第三十九号

(奏上のとおり)

内閣総理大臣
各省大臣
(法務総裁を含む)

内閣

国会は夏時刻法の公布を奏上いたしました。
す。

昭和二十三年四月二十八日

衆議院議長 松岡駒吉



[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names like '首相大臣' and '内閣総理大臣']

衆議院事務総長大池



夏時刻法

第一條 毎年四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻(夏時刻)を用いるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日(日曜日)は二十三時間をもって一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間をもって一日とする。

夏時刻の期間中の他の日はすべて二十四時間をもって一日とする。
第三條 この法律の施行に関し、時間の計算に関する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の本則において「四月の第一土曜日」と

第一條及び第二條

あるのは、「五月の第一土曜日(五月一日)」とする。

つかさどる。
に關し調査

建設審議
年法律第

法(昭和三十
七十九号)の規
定に
あつた事

的

一九四九年
五月十九日

参照文
十七号)

三三 四 十七 年

昭和三十三年四月十七日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣官房次長

内閣總理大臣

法務總裁

| | | | |
|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 西尾國務大臣 西 | 苦米地國務大臣 吉 | 北村國務大臣 北 | 永江國務大臣 永 |
| 一松國務大臣 一 | 鈴木國務大臣 義 | 岡田國務大臣 岡 | 野澤國務大臣 野 |
| 水谷國務大臣 水 | 栗栖國務大臣 栗 | 加藤國務大臣 加 | 船田國務大臣 船 |
| 森戸國務大臣 森 | 竹田國務大臣 竹 | 富吉國務大臣 富 | |

別紙夏時刻法案

一

ヲ起案提出スル

法律案

法部局

(起案用紙青三ノ二號)

夏時刻法案

右
國會に提出スル。

年四月二十一日

内閣總理大臣

法部局

夏時刻法

毎年、四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日に次
 ぐ日曜日の午前零時までの間は、特に中央標準時によることを定
 めた場合を除く外、すべて中央標準時より一時間ずつくり下げた
 時刻（夏時刻）によるものとし、四月の第一土曜日に次ぐ日曜日
 は二十三三時間をもつ九月の第二土曜日は二十五時間をもつて夫
 々一日とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。
 この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律
 の本則において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土
 曜日（五月一日）」とする。

はる。
 隊の補遺を...
 一、三、...
 日...
 山

印刷

夏期遊園

第一、五月一日（土曜日）とする。
 第二、五月二日（日曜日）とする。
 第三、五月三日（月曜日）とする。
 第四、五月四日（火曜日）とする。
 第五、五月五日（水曜日）とする。
 第六、五月六日（木曜日）とする。
 第七、五月七日（金曜日）とする。
 第八、五月八日（土曜日）とする。
 第九、五月九日（日曜日）とする。
 第十、五月十日（月曜日）とする。
 第十一、五月十一日（火曜日）とする。
 第十二、五月十二日（水曜日）とする。
 第十三、五月十三日（木曜日）とする。
 第十四、五月十四日（金曜日）とする。
 第十五、五月十五日（土曜日）とする。
 第十六、五月十六日（日曜日）とする。
 第十七、五月十七日（月曜日）とする。
 第十八、五月十八日（火曜日）とする。
 第十九、五月十九日（水曜日）とする。
 第二十、五月二十日（木曜日）とする。
 第二十一、五月二十一日（金曜日）とする。
 第二十二、五月二十二日（土曜日）とする。
 第二十三、五月二十三日（日曜日）とする。
 第二十四、五月二十四日（月曜日）とする。
 第二十五、五月二十五日（火曜日）とする。
 第二十六、五月二十六日（水曜日）とする。
 第二十七、五月二十七日（木曜日）とする。
 第二十八、五月二十八日（金曜日）とする。
 第二十九、五月二十九日（土曜日）とする。
 第三十、五月三十日（日曜日）とする。
 第三十一、五月三十一日（月曜日）とする。

不規則

大 藏 省

理由

日光をできるだけ利用し、電力の節約その他國民生活の全般に亘り、福利をもたらす所以である。この趣旨に基き、あらたに夏時刻の制度を設ける必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

提出

大 藏 省

附 録

五日（五月一日）とする。

の本限は「四月の第一土曜日」であるが、「五月の第一土

」の若幹の差限を以てし、四月二十三日は「五月の第一土

」の若幹の差限を以てし、五月三日は「五月の第一土

限 不 限

とする。

は二十三日間、六月の第一土曜日と二十五日間は「五月一日

初限（夏初限）とする。四月の第一土曜日と「五月一日

」の若幹の差限を以てし、中央標準時より一時間せり、六月

の初限の午前零時までの間は、中央標準時より一時間せり、六月

の初限の第一土曜日と六月十二日と六月の第二土曜日と

夏初限

理由

理由

日光をできるだけするは電力の節約その他國民生活の全般に亘り、福
利をもたらす所以である。この趣旨に基づき、あらたに夏時刻の制度を
設ける必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

提出